

※この入札には、入札金額見積内訳書を添付してください。

入札金額見積内訳書の添付がない場合、内訳書の内容に不備がある場合は、**入札は無効**として取り扱われますので十分ご注意ください。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出しなければならないこととされました。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担分）
- (4) 建設業退職金共済（建退共）契約に係る掛金
- (5) 安全衛生経費

ただし、これらの記載欄については、**当面の間は「必ず記入」とはせず、記入がない場合も入札を無効とはしません。ただし、記入できなかった理由について口頭で確認します。**

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア) 理由の確認方法：書面。

イ) その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡します。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として**無効とする場合があります。**

※工事価格＝入札額としてください。（**工事価格に安全衛生費を二重に加えた額を入札額としないよう注意してください。**）